ニ　規則第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び同条第三号ロの環境大臣が定める要件は、廃棄物の焼却施設又は公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場であつて、当該焼却施設又は当該終末処理場に係る焼却施設から生じたばいじんが、次のいずれかに該当することとする。

イ　当該ばいじんが一般廃棄物である場合にあつては、当該ばいじんが一般廃棄物の最終処分場に埋立処分をされる場合であつても、当該最終処分場が規則第三十三条第二号ニに規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ　当該ばいじんが産業廃棄物である場合にあつては、当該ばいじんが廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場に埋立処分をされる場合であつても、当該最終処分場が規則第三十五条第五号イにおいてその例によることとされる規則第三十三条第二号ニに規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区八幡七丁目二三番八二地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○東北地方整備局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　山田浜地区海岸公共災害復旧工事（福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字古三地内から同町大字山田浜字浜田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字古川、字後中、字仏房、字仲入、字沼ケ沢及び字浜田地内

福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字古川地先海浜地、字沼ケ沢地先海浜地及び字浜田地先海浜地

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字古川地内から同町大字山田浜字浜田地内に至る延長約0.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における「山田浜地区海岸公共災害復旧工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第３条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

福島沿岸は、福島県相馬市の茶屋ヶ崎から茨城県境までの延長約139kmの海岸であり、このうち、福島沿岸楢葉海岸山田浜地区海岸（以下「山田浜地区海岸」という。）は、双葉郡楢葉町大字山田浜地内に位置する全長約0.6kmの海岸である。

福島県沿岸は、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んな地域であるが、太平洋に面していることから、これまでも津波等による被害に見舞われており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

福島沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、平成25年４月に変更された福島沿岸海岸保全基本計画に基づき、明治29年６月の明治三陸地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋8.7ｍを確保することを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された海岸改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、津波、高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル及びコオイムシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を陸側に整備する案（以下「申請案」という。）と、堤防を従前位置に整備する案及び堤防を海側に整備する案の３案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が多いものの海岸付近の改変面積が少ないこと、海中部分における大規模な掘削及び仮締切工事を伴わないことから施工性に優れていること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。